

平成 10 年 5 月 20 日

「創造性求む」

新中学校建設に「公募型プロポーザル方式」採用

豊島区では、区立高田中学校と区立雑司が谷中学校の統合に伴い建設が計画されている新中学校の設計者の選定に「公募型プロポーザル方式」を採用することを決定し、参加希望者の招請手続きを開始した。詳細は別紙のとおり。

「公募型プロポーザル方式」は、基本設計の設計者の選定にあたり、区は最低限の考え方と提案の項目だけを示し、それ以外の点については、提案者に自由に提案してもらうというもの。通常の設計コンペと異なり、提案は設計図・模型等は用いず、文章と写真・イメージ図などにより行われる。豊島区では、地域のシンボルとなるような施設設計にあたっては、文化性、芸術性及び創造性などを取り入れるために、同方式を取り入れることとしている。今回が3回目の採用。

営繕課では、「この方式を採用することにより、公共施設の設計に、設計者の高度な専門知識、技術や創造性が活用できれば」と期待を寄せている。

なお、応募には次の資格要件を満たすことが必要。

＜参加希望申出書の提出者に要求される資格＞

- 1 平成 10 年度豊島区指名競争入札参加有資格者名簿（建築設計）に登録されていること
- 2 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること
- 3 過去 5 年間（平成 5 年度から平成 9 年度）に小・中学校あるいは高等学校の設計業務の実績を有すること
- 4 東京都格付順位 250 番までの者

問い合わせ 豊島区建築部営繕課長

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成10年5月20日

東京都豊島区長 加藤 一敏

1 業務概要

- (1) 業務名 新中学校建設事業に伴う基本設計委託業務
- (2) 業務内容 区立高田中学校と区立雑司谷中学校の統合に伴い、豊島区目白一丁目1057番地～15外(地番:目白1丁目1番1号)(現区立高田中学校用地)に新中学校を計画する
- (3) 履行期限 平成11年3月31日
- (4) 追加予定業務 実施設計委託

2 参加希望申出書の提出者に要求される資格

- (1) 平成10年度豊島区指名競争入札参加有資格者名簿(建築設計)に登録されていること
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所に登録を行っていること
- (3) 過去5年間(平成5年度から平成9年度)に小・中学校あるいは高等学校の設計業務の実績を有すること
- (4) 東京都格付順位250番までの者

3 選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - ① 主要業務並びに同種又は類似業務に係る実績
 - ② 専門分野別技術職員の状況
 - ③ 担当予定技術者の資格、経歴、業務実績、手持ち業務の状況
 - ④ 再委託又は技術協力の予定
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準
 - ① 業務実施方針及び手法
実施方法の妥当性、提案の的確性・独創性・現実性、工程・動員計画の妥当性
 - ② 提出者の業務経歴
同種又は類似業務に係る実績、専門分野別技術職員の状況、繁忙度
 - ③ 技術職員の経験及び能力
担当予定技術職員の資格・経験・業務実績

4 手続き等

- (1) 参加希望申出書の提出方法、提出先及び提出期限
 - ① 提出方法
本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加希望申出書を作成し持参すること
 - ② 提出先
〒170-8422 東京都豊島区東池袋1丁目18番1号
東京都豊島区総務部経理課契約係 電話3981-1111内線2285
 - ③ 提出期限
平成10年5月29日(金)午後5時まで
- (2) 技術提案書の提出資格者

技術提案書の提出ができる者は、技術提案書の提出者の選定により提出要請書の交付を受けた者

(3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

技術提案書の提出者は、説明書に基づき技術提案書を作成し持参すること

② 提出先

上記4(1)②に同じ

③ 提出期限

平成10年6月25日(木)午後5時まで

(4) 説明書の交付期間及び場所

① 期 間

平成10年5月20日(水)から平成10年5月29日(金)までのうち土曜日、日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

② 場 所

上記4(1)②に同じ

(5) 担当部局

〒170-8422 東京都豊島区東池袋1丁目18番1号

東京都豊島区総務部経理課契約係 電話3981-1111内線2285

4 その他

(1) 詳細は説明書による

(2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)②に同じ

(4) 技術提案書の特定にあたってはヒアリングを行わない

(5) 内部プロジェクトによる設計VEを実施する